

議事日程 (第3号)

平成27年 3月13日 午後 1 時30分開議

- 日程第 1 第 1 号議案 平成26年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第 2 第 2 号議案 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第4号)
- 日程第 3 第 3 号議案 平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 4 第 4 号議案 平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 5 第 5 号議案 平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 6 第 6 号議案 平成26年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第1～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第 7 号議案 中間市行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 8 号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 9 号議案 中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第10号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第11号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第12 第12号議案 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第13 第13号議案 中間市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
(日程第7～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第14号議案 中間市屋外広告物条例
(日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第15号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第16 第16号議案 中間市道路線の変更について
(日程第15～日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第17 第19号議案 平成27年度中間市一般会計予算

- 日程第18 第20号議案 平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
 日程第19 第21号議案 平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
 日程第20 第22号議案 平成27年度中間市地域下水道事業特別会計予算
 日程第21 第23号議案 平成27年度中間市公共下水道事業特別会計予算
 日程第22 第24号議案 平成27年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
 日程第23 第25号議案 平成27年度中間市介護保険事業特別会計予算
 日程第24 第26号議案 平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第25 第27号議案 平成27年度中間市水道事業会計予算
 日程第26 第28号議案 平成27年度中間市病院事業会計予算
 (日程第17～日程第26 質疑・委員会付託)
 日程第27 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1番 堀田 英雄君	2番 植本 種實君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 山本 慎悟君	12番 佐々木晴一君
13番 安田 明美君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	18番 片岡 誠二君
19番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	行徳 幸弘君
教育長 ……………	増田 俊明君	総務部長 ……………	白尾 啓介君
総合政策部長 ……	柴田精一郎君	市民部長 ……………	高橋 洋君

保健福祉部長 ……	白橋 宏君	建設産業部長 ……	後藤 哲治君
教育部長 ……	松尾 壯吾君		
環境上下水道部長 ……			永野 博之君
市立病院事務長 ……	芳野 文昭君	消防長 ……	須本 弘幸君
総務課長 ……	園田 孝君	財政課長 ……	田代 謙介君
企画政策課長 ……	藤崎 幹彦君		
世界遺産推進室長 ……			安永 日出男君
人権男女共同参画課長 ……			蛙田 由美君
健康増進課長 ……	岩河内 弘子君	こども未来課長 ……	船津 喜久男君
介護保険課長 ……	小南 敏夫君	土木管理課長 ……	藤田 晃君
都市整備課長 ……	間野 多喜治君	上水道課長 ……	久野 裕彦君
下水道課長 ……	濱田 孝弘君	市立病院課長 ……	末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	岡 和訓君
書記	船元 幸徳君	書記	熊谷 浩二君

議案の委員会付託表

平成27年3月13日

第1回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第19号議案	平成27年度中間市一般会計予算	別表 3
第20号議案	平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	市民厚生
第21号議案	平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計予算	
第22号議案	平成27年度中間市地域下水道事業特別会計予算	産業消防
第23号議案	平成27年度中間市公共下水道事業特別会計予算	
第24号議案	平成27年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総合政策
第25号議案	平成27年度中間市介護保険事業特別会計予算	市民厚生
第26号議案	平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計予算	
第27号議案	平成27年度中間市水道事業会計予算	産業消防
第28号議案	平成27年度中間市病院事業会計予算	市民厚生

別表 3

平成27年度中間市一般会計予算

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算	別表 4
第 2 条	第 2 表 債務負担行為	各委員会
第 3 条	第 3 表 地 方 債	総合政策
第 4 条	一 時 借 入 金	
第 5 条	歳出予算の流用	

別表 4

歳 入

款 別	項 目	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款別	款 名	項 目	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総合政策
2	総 務 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項5目の一部、1項8目の一部、1項10目の一部	産業消防
3	民 生 費	1項1目・10目の一部、2項1目・2目、3項1目・2目	市民厚生
		全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
4	衛 生 費	1項1・3目の一部、1項13目	総合政策
		全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民厚生
5	労 動 費	1項1目	総合政策
		全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
6	農林水産業費	1項1目	市民厚生
		全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
7	商 工 費	1項2目・4目の一部	総合政策
		全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
8	土 木 費	1項3目・4目の一部	総合政策
		全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
9	消 防 費	4項1目の一部、5項1目の一部	総合政策
		全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
10	教 育 費	1項1目の一部・4目	総合政策
		全 項	総合政策
11	災害復旧費	全 項	産業消防
12	公 債 費	全 項	総合政策
13	予 備 費	全 項	

午後 1 時 27 分開議

○議長（堀田 英雄君）

ただいままでの出席議員は 19 名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 1 号議案

日程第 2. 第 2 号議案

日程第 3. 第 3 号議案

日程第 4. 第 4 号議案

日程第 5. 第 5 号議案

日程第 6. 第 6 号議案

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第 1、第 1 号議案から日程第 6、第 6 号議案までの平成 26 年度、各会計補正予算 6 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 1 号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、国において、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく補正予算が成立したことを受け、後年度に交付税措置のある有利な補正予算債を最大限活用するため、平成 27 年度執行予定事業を前倒しして計上したものが中心となっており、歳入歳出それぞれ 10 億 8,070 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 9,080 万円とするものであります。

まず、歳入の主なものとしては、国庫支出金において地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国から交付される地域住民生活等緊急支援ための交付金が 1 億 4,430 万円、小中学校屋内運動場の天井等落下防止対策事業に係る学校施設環境改善交付金が 1 億 2,950 万円、それぞれ追加されています。

一方、特別会計国民健康保険事業への基準外繰出の実施等により、基金繰入金 が 6 億 3,150 万円増額されており、また小中学校屋内運動場の天井等落下防止対策事業等の財源とするため市債が 1 億 1,030 万円増額されています。

次に、歳出の主なものは、総務費において平成 27 年度に設立が予定されている底井野小学校区まちづくり協議会の拠点整備事業に 540 万円が、遠賀川水源地ポンプ室の世界

遺産登録に向けた広報宣伝やシャトルバスの運行等に係る経費として、3,370万円がそれぞれ追加されております。

また、商工費においても、観光案内用タブレットサイトの構築や新たな観光資源の創設に3,120万円、シャトルバス乗車券と、名産品の割引セット券の販売に660万円がそれぞれ追加されるなど、世界遺産登録を機に観光政策をより一層推進していくための予算編成となっております。

また、民生費においては、累積赤字を抱える特別会計国民健康保険事業への財政支援として、基準外を含む繰出金2億3,280万円が増額されております。

また、教育費においては、小中学校屋内運動場の天井等落下防止対策事業のため3億9,120万円が増額されており、児童生徒の安全確保及び防災機能の向上が図られております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案平成26年度中間市一般会計補正予算につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、65歳以上の高齢者及び障がい者の低所得者を対象に3,000円の商品券を発行する高齢者・障がい者支援事業、2歳以下の子どもがいる低所得者世帯及び3人以上の子どもがいる多子世帯に対して8,000円の商品券を発行する子育て支援事業、また、市が実施する特定健康診査及び各種がん検診受診者のうち、希望者に対し、仮称健康プレミアム商品券を販売し、新規受診者増を図り、市民の健康保持・増進を図る特定健康診査等受診率向上対策事業が実施予定であります。

そのほかでは、民生費の児童福祉費では、待機児童対策として、施設の増築等を実施する民間保育所への施設整備費補助金として、3,130万円が計上されております。

次に、歳入の主なものは、臨時福祉給付金支給業務事業費国庫補助金が5,270万円減額され、保育所等整備事業費県補助金が2,780万円増額されるなどしております。

合計で、国庫負担金は3億280万円の減額、国庫補助金は6億7,200万円の減額、県負担金は1,240万円の増額、県補助金は2,550万円の増額となっております。

次に、第2号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費として2,580万円が追加されております。

また、直営診療施設に対する補助金決定により、直営診療施設繰出金が2,110万円追加されております。

次に、歳入の主なものとしましては、一般被保険者国民健康保険税が2,110万円、歳出の一般被保険者療養給付費及び直営診療施設繰出金増額に伴い、国庫療養給付費等負担金が820万円、国庫財政調整交付金が2,430万円追加されております。

また、法定繰入金確定に伴い保険基盤安定繰入金が2,390万円、財政安定化支援事業繰入金が780万円追加されております。

平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業の決算見込みでは、昨年度に続き大変厳しい財政状況であることから、一般会計からの法定外繰入金として、国民健康保険税及び医療費支援繰入金が2億円追加され、歳入欠陥補填収入については、2億3,140万円が減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ4,970万円が追加され、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,093万円とするものです。

次に、第3号議案平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算につきまして申し上げます。

歳入について、平成26年度住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の歳入見込みが6,580万円となったことから、県支出金を6,280万円追加し、貸付金元利収入を6,280万円減額し、4億4,290万円とするものです。

以上により、予算の総額につきましては、補正前と変わらず、歳入歳出それぞれ5億876万円とするものです。

次に、第4号議案平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算につきまして申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものとしましては、総務費において介護認定審査事務といたしまして、主治医意見書作成手数料が60万円減額されております。

また、地域支援事業費において、二次予防事業に要する経費として200万円、一次予防事業に要する経費として100万円、任意事業に要する経費として360万円減額し、諸支出金として国庫償還金100万円、県償還金として50万円、また、基金積立金においては、介護給付費準備基金積立金180万円が追加されております。

次に、歳入の主なものとしては、第1号被保険者介護保険料30万円、事業所からの返納金等の諸収入180万円を追加し、また、介護予防事業利用者使用料及び任意事業利用者使用料90万円、国庫支出金180万円、支払基金交付金80万円、県支出金90万円、

一般会計繰入金150万円がそれぞれ減額されております。

以上により、保険事業勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ395万円を減額し、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,232万円とするものです。

次に、第5号議案平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして申し上げます。

まず、歳出としては、後期高齢者医療広域連合への納付金が1,210万円追加されております。

次に、歳入としては、後期高齢者医療保険料が220万円減額され、保険基盤安定繰入金20万円、前年度繰越金が1,410万円追加されております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,217万円増額され、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,757万円とするものです。

次に、第6号議案平成26年度中間市病院事業会計補正予算につきまして申し上げます。

収益的収入については、外来患者数の減少に伴い外来収益が減少したことにより、病院事業収益の医業収益が2,203万円減額されております。

また、医業外収益が861万円追加されております。

また、支出については、病院事業費用が1,300万円減額されております。

この結果、病院事業収益における予算の総額を21億5,558万5,000円、また、病院事業費用における予算の総額を21億5,359万7,000円とするものです。

次に、資本的収入については、固定資産整備企業債が4,890万円減額され、他会計負担金交付金を2,175万円追加されております。

また、支出については、器械備品等購入費が4,762万円減額されております。

この結果、資本的収入における予算の総額が9,996万5,000円、また、資本的支出における予算の総額を1億949万円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額952万5,000円については、全額を損益勘定留保資金で補填するということでもあります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案は、全て全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第5号）のうち産業消防委員会に付託されました所管部分につきまして

審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、歳入の主なものは、企業誘致用地の売却による不動産売払収入 2,500 万円と、国庫補助金から県の間接補助金への変更に伴い、農林水産業費県補助金 310 万円が増額されております。

また、交付金の確定に伴い、社会資本整備総合交付金 3,180 万円が減額されております。

次に、歳出の主なものは、衛生費では、遠賀中間地域広域行政事務組合負担金の精算により 850 万円が増額されております。

商工費では、プレミアム付き商品券の発行経費として 3,880 万円が増額されております。

土木費では、交付金の確定に伴い、御座ノ瀬中ノ谷線バイパス道路新設工事外 6 件の工事請負費 5,060 万円が減額されております。

消防費では、消火栓設置負担金として 110 万円が計上されております。

委員から、企業誘致用地の今後の計画について質疑があり、執行部から「現在、具体的な計画はありませんが、今後も用地確保に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、討論において、委員から、「プレミアム付き商品券の発行については、特に低所得者の方への配慮を行い、皆さんに公平に行き渡るよう販売方法を検討してほしい」との意見や「車道まで必要とは思えない御座ノ瀬 1 号線道路改良事業の費用が計上されていることから反対します」との意見がありました。

以上の審査の後、採決いたしました結果、第 1 号議案は賛成多数で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

○議員（5 番 宮下 寛君）

平成 26 年度中間市一般会計補正予算について討論をいたします。

8 款 2 項 3 目道路新設改良費、この中で、御座ノ瀬 1 号線道路改良事業に要する経費として 128 万円が計上されております。これは、現地に行かれた方は、皆さん方もご存じだと思っておりますが、この 1 号線なるものは、ある小さな団地から中ノ谷線バイパス道路、御座ノ瀬中ノ谷線バイパス道路、これにつなぐ道路であります。人が行き来するには人

道で充分であります。ましてや、御座ノ瀬を開発していく上でもですね、車道は全く必要ない、無駄な経費としか言いようがありません。そういうことから、この予算には反対をいたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第1号議案から第6号議案までの平成26年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第1号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第5号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案平成26年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 7. 第 7号議案

日程第 8. 第 8号議案

日程第 9. 第 9号議案

日程第10. 第10号議案

日程第11. 第11号議案

日程第12. 第12号議案

日程第13. 第13号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第7、第7号議案から日程第13、第13号議案までの条例改正7件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第7号議案、第8号議案、第11号議案、第13号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第7号議案中間市行政手続条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げます。

今回の条例改正は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政が行う処分や行政指導などの手続を規定している行政手続法の一部改正に伴い、本市の条例においても所要の改正を行うものです。

改正の主な内容としては、行政機関に対し、法律の要件に適合しない行政指導の中止を求めることや、法令に違反する事実がある場合にその是正のための処分または行政指導を行うよう求める手続等について、新たに規定するものであります。

なお、条例の施行日は平成27年4月1日となっております。

次に、第8号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員の職員手当の改定を行うことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容としては、6月及び12月の勤勉手当の支給割合をそれぞれ変更し、持ち家に居住する職員への住居手当を廃止するとともに、通勤手当の支給区分及び支給額の変更を行うものであります。

なお、条例の施行日は平成27年4月1日となっております。

討論において、委員から「住居手当を廃止したり通勤手当を減額したりすると、職員の借家住まいや公共交通機関での通勤が増え、かえって市への悪影響が懸念されるため反対する」との意見がありました。

次に、第11号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、その概要を申し上げます。

この条例改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容としては、教育長が教育委員長と一本化され、常勤の特別職職員として位置づけられるようになることから、教育委員長に関する部分を教育長に改正するとともに、特別職報酬等審議会条例及び特別職の給与等に関する条例に教育長を適用させるものであります。

なお、条例の施行日は平成27年4月1日となっております。

討論において、委員から「教育行政に対して市長の権限が強く及ぶおそれがある法に基づく今回の条例改正には反対する」との意見がありました。

次に、第13号議案中間市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について、その概要を申し上げます。

この条例改正も第11号議案と同じく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の全部を改正するものです。

改正の主な内容としては、教育長が常勤の特別職職員となることから、教育長の給与及び旅費に関する部分が削除され、職務に専念する義務の免除に関する規定の追加が行われております。

なお、条例の施行日は平成27年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第7号議案は全員賛成で、第8号議案、第11号議案、第13号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第9号議案及び第10号議案並びに第12号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第9号議案中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、子ども・子育て支援新制度施行に伴う児童福祉法の一部改正により、公立保育所を利用する場合の保育料の徴収根拠規定がなくなることから、地方自治法第225条及び第228条第1項の規定による公の施設の使用料として条例で規定する必要が生じたため、改正を行うものです。

また、公立保育所で実施している時間外保育事業及び一時預かり事業の保育料の徴収根拠につきましてもあわせて規定するものです。

なお、施行日につきましては、平成27年4月1日となっております。

次に、第10号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

改正の主な内容は、介護保険法の規定により市町村は、3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとなっており、平成27年度からの第6期介護保険事業計画期間における同計画について、第6期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会に諮問し、本市のさまざまな条件を総合的に勘案し、調査及び検討を行っていただいた結果、答申がなされたことから、その答申に沿って介護保険条例の改正を行うものです。

改正の主な内容といたしましては、介護保険法施行令の改正による介護保険料段階の見直しに伴い、経過措置として設けられました特例第3段階及び特例第4段階も含めた現在

の11段階から13段階へと改正することにより、さらに負担能力に応じた保険料設定を行うものでございます。

また、当該計画期間における介護保険サービス給付費の見込みに基づき、第1号被保険者で賄う介護保険料額を算出しました結果、基準額では、現行の月額4,798円から5,779円に、年額では5万7,576円から6万9,348円への引上げとなっております。

なお、施行日につきましては、平成27年4月1日となっております。

討論において、委員から「介護保険料基準額を、月額で981円、年額で1万1,772円値上げするという提案である。年金は引き下げられ、消費税は上がり、食料品電気料金も値上げという生活が苦しい中での、今回の値上げは、高齢者の暮らしを圧迫するものであるので、反対する」との意見がありました。

次に、第12号議案介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして申し上げます。

今回の改正は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の施行に伴うものです。

改正の主な内容は、「中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」及び「中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」については、基準を定める厚生労働省令において、基本方針の内容の変更、設備及び備品等の届け出に関する内容の新設、介護サービス名称の変更がなされたことから、同様の改正を行うものです。

また、「中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」については、基準を定める厚生労働省令において、指定介護予防支援及び基準介護予防支援の具体的取扱方針の介護予防訪問看護計画書の届出等に関する内容が追加されたことから、同様の改正を行うものです。

なお、施行日につきましては、平成27年4月1日となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第9号議案、第12号議案は全員賛成で、第10号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員(7番 田口 澄雄君)

第8号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

今回の改訂は、職員給与のうち住居手当と通勤手当の一部打ち切りと減額を実施するものです。また、勤勉手当については、年間の支給額の夏冬の調整です。勤勉手当については、昨年暮れに、増額の決議がなされ支給額の増額が図られましたが、今回はその年間支給割合を変えずにその配分を変えるもので、これには反対するものではありません。しかし、住居手当と通勤手当は、持ち家あるいは自家用車等での通勤者の通勤手当の減額を図るものです。持ち家については、地方公務員はその職務の性格上、行政区域内あるいはその近辺での居住を余儀なくされますが、国家公務員や県職員のような公的施設である官舎のようなものがなく、借家での対応か自宅を建てるかの選択しかありません。

仮にこのような減額措置が今後も進むなら、現職中での持ち家を諦めて、借家を選択する職員がふえることも予想されます。そうなりますと、全体の住居手当がかえって、今より増えることとなります。

また、持ち家は、多額の固定資産税の負担やその維持経費という負荷もかかっています。政府が公共住宅の建設ではなく、持ち家制度奨励の政策を優先している実態から見ると、これに対する住居手当の支給は当然の施策ではないでしょうか。東日本大震災の際は、現地での市町村職員の必死の活動が現地の人にとってなくてはならない存在となりました。その町にその町の職員がいて、そこで何があっても自分たちのために働いてくれる、その安心感だけでも大きな存在です。

このような役割と逆行する持ち家に対する手当の支給廃止は、中止すべきだと思います。

通勤手当についても、自家用車での通勤をやめて公的交通機関の利用による通勤がふえれば、かえって通勤手当の総額がふえることとなります。車の購入やその維持費についても、本人は多額の負担をいまでもしています。

今回、減らされる金額は、二つの手当全体で560万円となっていますが、借家の場合で、1人当たり年間約30万円以上、バスや電車の通勤者が増えれば、距離にもよりますが今までの車通勤の比ではない費用がかかります。1人当たり最高で、66万円です。

また、長年にわたって公務員賃金が全体としても切り下げられている状況下で、これ以上の切り下げは、関連する労働者の賃下げにも連動し、地域経済にも悪影響を及ぼします。そのようなことから、この条例案の改定には反対をいたします。

次に、第11号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び第13号議案中間市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について反対討論いたします。

これらの条例そのものが、さきに改定された国の地方教育行政関連法に基づくものであり、戦前の反省の上に立って制度化された教育委員会制度の形骸化と政治権力の教育支配を目指すものであり、このことは到底容認できるものではありません。このままですと、市長が変わるたびに教育の方針が大きく変更されることもあり得ます。また、そのことによる子どもたちへの悪影響も危惧をされます。

以上のことにより、この二つの条例案についても反対いたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第10号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

先ほどの市民厚生委員長の報告にもありましたように、介護保険料が基準額で、月額4,798円から5,791円で981円の引き上げ、年額でしますと5万7,576円から6万9,348円で、1万1,772円の引き上げになります。

年金支給額が連続で引き下げられ、また、消費税増税、食料品や電気代の値上げで、生活が本当に苦しくなっている下での負担増は、一層、高齢者の生活を苦しめるものであり、反対といたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて、討論を終結いたします。

これより、第7号議案から第13号議案までの条例改正7件を、順次、採決いたします。議題のうち、まず、第7号議案中間市行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立に

より採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって第8号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、12号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第13号議案中間市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第14. 第14号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第14、第14号議案中間市屋外広告物条例を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第14号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

この条例は、景観形成の重要な要素である屋外広告物を本市独自の条例で規制誘導することにより、本市の景観資源を生かしながら、本市の魅力を次世代に引き継ぎ、特性に応じた良好な景観形成を推進するとともに、世界遺産候補周辺の景観を守るために制定されるものであります。

条例の主な内容としては、広告物の表示等の制限や、広告物の表示方法等の基準を定めるものとなっております。

執行部から、「世界遺産候補地が世界遺産登録された場合には、その景観を守るため、屋外広告物を規制誘導する必要がありますので、この条例を制定することで、速やかに禁止地域の区域を指定することができるようになります」との説明がありました。

なお、条例の施行日は平成27年6月1日となっております。

以上の審査の後、採決いたしました結果、第14号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより、第14号議案中間市屋外広告物条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第15. 第15号議案

日程第16. 第16号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第15、第15号議案及び日程第16、第16号議案の市道路線2件を一括議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第15号議案及び第16号議案の審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

初めに、第15号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

今回、認定される路線は、蓮花寺13号線及び弥生団地28号線の2路線であります。

蓮花寺13号線及び弥生団地28号線については、従来から当該地区住民の生活道路として利用されているため、認定するものであります。

次に、第16号議案中間市道路線の変更について申し上げます。

今回、変更される路線は、下蓮花寺18号線及び御苗代6号線の2路線であります。

両路線については、民地との接道が確保できていないことから、路線を延長し、接道を確保するための変更をするものであります。

以上の4路線につきましては、全て現地において確認を行い、執行部より詳細な説明を受けております。

以上の審査の後、採決いたしました結果、第15号議案及び第16号議案は、いずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑にはいります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。
議題のうち、まず第15議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。
次に、第16号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第17. 第19号議案

日程第18. 第20号議案

日程第19. 第21号議案

日程第20. 第22号議案

日程第21. 第23号議案

日程第22. 第24号議案

日程第23. 第25号議案

日程第24. 第26号議案

日程第25. 第27号議案

日程第26. 第28号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第17、第19号議案から日程第26、第28号議案までの各会計予算10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

第19号議案平成27年度中間市一般会計予算について、質問を行いたいと思います。

小中学校の空調設備施工のための予算が計上されております。当初の計画では、3月補正で学校施設環境改善交付金を活用した事業でしたが、この議会直前に交付金の不交付の連絡があり、急遽予算の組み替えを余儀なくせざるを得なくなり、27年度予算で計上となったわけですが、子どもたちのために事業を単費で行うことを決断された市長に敬意を表明するものであります。

ところで、私の5期にわたる議員経験の中で、予算議会の直前に、しかも、予算書を作成し、全議員へ配付の後に政府から交付金不交付の通達をされるなど、初めてのことであり、まさに前代未聞のことであります。

この空調施設の計画については、昨年、1,300万円をかけ実施設計の委託をするなど準備をしてきたところではありませんか。このことを見てもわかるように、事前に県を通して政府と調整し、この計画を実施すべく予算計上をされたものと思います。

それを直前になって、突如交付金を不交付とするなど、どのような理由をつけても納得がいくものではありません。地方自治体の行政運営を何と考えているのか、あまりの乱暴な政府のやり方に対して厳しく糾弾するものであります。

そこで、3月補正での予算計上を中止し、新年度予算に計上された経緯について、伺いたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

まず、市長。

○市長（松下 俊男君）

まずは、議員の皆さま方には、今回のエアコン設置事業等々につきましては、大変なご迷惑をおかけいたしました。まず、おわびを申し上げる次第でございます。

経緯についてということでございます。

私どもは国の補正予算を利用しようということですが、だから時期的には、この時期に採択、不採択というのは分かるわけでございますし、これも二次採択、三次採択ということでございまして、これはまだ生きている部分でございます。三次採択等々は、まさに3月末の決定になるわけでございます。そういう中で、先ほど言いましたように、私どもは国、県を通して、国等々の調整はしっかりやってきたつもりでございます。

うちの教育長にも上京していただきまして、そのあたりの打ち合わせは、私どもはしっかりしてきたつもりでございます。

それと、このように不採択という、結果でございまして、これは国が耐震化事業、これ

に全てを注ぎ込んだという事情がございまして、このエアコンにつきましても、入口とい
いますか、そこである程度調整されまして、その中で中間市は、国まで登っていったとい
う経緯がございまして。

そういうことで、私どもも望みは持ってたんでございますけど、国のそのような大きな
方針のもとで、不採択になった経緯でございまして。

筑後市でございまして、これは採択になっている部分があるんでございまして、これ
は1年以上前からそのような国に対してのエアコン設置の要望をされてきたところでござ
いまして、そういう意味では、一定の規律のもとで、不採択になったということで、私ど
もも、しょうがないかなという部分でございまして。

しかしながら、私の大きなエアコン設置というのは市民との公約でございまして、単費
でもぜひともさせていただきたいという思いで、今回の新年度予算に計上させていただ
いております。

そういうあたりで、ぜひともご理解をいただいて、お願いしたいなという思いでいっば
いでございまして。

当然、歳入不足を生じておりますので、その件につきましては、市単費の事業を次年度
に回す。またエアコン設置につきましても、2カ年で、一般教室につきましてもは全部やり
ます。その後、調理室等々、一般教室以外の分につきましては、次の年ということで、
2カ年に分けて実施するようにいたしておりますし、この残りの分につきましても28年
度予算の暫定要求みたいな話がありまして、これは5月ぐらいまでに、補助申請を28年
度分につきましては、またしっかりとやっていって、少しでも国のそのような補助金を利
用した事業展開をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各会計予算10件は、会議規則第37条第1項の規定に
より、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第27. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第27、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において田口澄雄君及
び中野勝寛君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 24 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 田 口 澄 雄

議 員 中 野 勝 寛